

平成19年9月7日
経済産業省

外国為替及び外国貿易法に基づく対内投資規制の見直しに係る命令、 告示の公表について

本日、「対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令」及び「対内直接投資に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」につき、公布しました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局通商金融・経済協力課

担当者：南部補佐、柴

電話：03-3501-1511 (内線 3151)

03-3501-1664 (直通)

○内閣府、厚生労働省、財務省、
文部科学省、国土交通省、環境省、
経済産業省、国土交通省、環境省、
令第二号

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第七項及び第九項第一号
二、第三条第一項第七号、第二項第一号及び第二号並びに第三項、第六条の五並びに第十条ただし書
の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成十九年九月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 増田 寛也

財務大臣 額賀福志郎

文部科学大臣 伊吹 文明

厚生労働大臣 舩添 要一

農林水産大臣 若林 正俊

経済産業大臣 甘利 明

国土交通大臣 冬柴 鐵三

環境大臣 鴨下 一郎

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年

総理府、大蔵省、文部省、
厚生省、農林水産省、通商産業省、
運輸省、郵政省、労働省、
建設省、
令第一号）の一部

を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第七項」を「第二条第七項第一号」に改め、「金銭の貸付けでその期間が一年を超え五年以下であるものについては二億円に相当する額とし、その期間が五年を超えるものについては」を削り、同条第二項中「第二条第九項第一号ニ」を「第二条第九項第一号ニ(1)」に改め、「取得の日から元本の償還の日までの期間が一年を超え五年以下である社債の取得については二億円に相当する額とし、当該期間が五年を超える社債の取得については」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 令第二条第七項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の財産目録）の負債の総額と当

該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

第二条に次の一項を加える。

4 令第二条第九項第一号ニ(2)に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とする。

第三条第一項中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第四号」に改め、同条第二項に次の二号を加える。

五 会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式の取得

六 株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式又は同法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式、持分、社債若しくは出資証券の取得

第三条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 令第三条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）を含む。）がその総株主又は総社員の

議決権の数の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（その株主又は社員の数が二人であるものに限る。）であつて、当該会社の子会社に該当しないものとする。

第七条を同条第一項とし、同条に次の三項を加える。

2 財務大臣及び事業所管大臣は、前項に規定する報告書により報告を求める場合以外に、令第六条の五第一項の規定により報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に対し、通知する方法により、当該報告を求める事項を指定してするものとする。

3 令第六条の五第二項に規定する主務省令で定める手続は、同条第一項の規定により指定された事項の報告書を提出する場所、当該報告書を提出する通数その他財務大臣及び事業所管大臣が定める手続とする。

4 財務大臣及び事業所管大臣は、第二項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

第十条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら行う事務は、第七条第二項から第四項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

別表第一の七の項の次に次の一項を加える。

七の二 アルメニア

別表第一の一五の項の次に次の一項を加える。

一五の二 ウクライナ

別表第一の九一の項の次に次の一項を加える。

九一の二 トンガ

別紙様式第一から第七までを次のように改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、平成十九年九月二十八日から施行する。

(外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十六年内閣府、厚生労働省、財務省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省、国境水産省、令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七七の項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、別表第二の七の項中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、同表の八の項中「第三条第七項」を「第三条第八項」に改め、別表第三の二一の項中「第三条第六項」を「第三条第七項」に改める。

別紙様式第一

根拠法規:対内直接投資等
に関する命令

株式
の取得に関する届出書
持 分
年 月 日

殿
(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名		記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍		
	職業又は営んで いる事業の内容		資本金		
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の 50%以上を保有している会社 ニ イが役員数の過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために同意するもの		
	代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名		記名押印又は署名	
		住所又は主たる 事務所の所在地			
事務上の連絡先 (担当者電話)					

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名 称		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 定款上の事業目的		
	(4) 資 本 金 (払込資本)	取得前又は設立時 取得後	円 (株 (口)) 円 (株 (口))
	(5) 外 資 比 率	取得後の外資比率	% (取得前 %)
	(6) 事前届出業種に該当 する理由		
	(7) 事前届出業種に該当す る連結子会社等がある ときは、当該連結子会 社等に関する事項		

2 取得しようとする株式 (持分)	(1) 上場、非上場等の区分 (該当分に○)	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他		
	(2) 取得の態様			
	(3) 数量、取得価額等	数 量	株 (口)	
		取 得 価 額	円 (一株 (口) 当たり 円)	
		取得後の出資比率	% (取得前の比率 %)	
	(4) 取得の時期			
(5) 支払の時期				
(6) 取得の相手方	氏名又は名称			
	住所又は主たる 事務所の所在地			
	譲 渡 数 量			
3 取得目的等	(1) 取得目的			
	(2) 取得に伴う経営関与 の方法			
	(3) 取得後の事業計画			
	(4) 事前届出業種に該当 する事業の取扱い			
4 届出者の事業方針等に影響を 及ぼす者	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
	住所又は主たる 事務所の所在地			
	国 籍			
	職業又は営んでいる 事業の内容			
	資 本 金			
	届出者との関係			

5 届出時に届出者と特別の関係にあるもの（対内直接投資等に関する政令第2条第4項に掲げるもの）	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資 本 金	
	届出者との関係	
	数 量	株（口）
	出 資 比 率	%
6 その他の事項		

届出受理年月日	
及び受理番号	

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る行為は、 年 月 日から 行うことができる。	

(記入要領)

- 1 本届出書は、株式又は持分の取得の別に記入すること。この場合において、株式の取得にあつては様式中「持分」の字句を、持分の取得にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。
- 2 代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6 その他の事項」欄に記入すること。
- 5 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記し、「(5) 外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。
- 6 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投

資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

7 「2 取得しようとする株式（持分）」欄中「（2）取得の態様」欄には、「設立新株の取得」、「増資新株の取得」、「旧株の譲受」等と記入すること。

「（3）数量、取得価額等」欄中「取得後の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

「（6）取得の相手方」欄は、「旧株の譲受」の場合以外は記入を要しない。

8 「3 取得目的等」欄中「（1）取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得目的を記入すること。「（2）取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「（3）取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「（4）事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、（2）から（4）までの欄は、取得目的が「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

9 「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得を目的として設立された者の場合に記入すること。

10 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2 銀行等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行った年月日	金 額	銀 行 等 確 認 印

別紙様式第二

根拠法規:対内直接投資等
に関する命令

株式
の譲渡に関する届出書
持分

年 月 日

殿

(日本銀行経由)

届 出 者	氏 名			
	住 所		国 籍	
	職 業			
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	記名押印又は署名	
		住所又は主たる 事務所の所在地	担当者 電 話	

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称			
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 資 本 金	払込資本	円 (株 (口))
	(5) 事前届出業種に該当 する理由			
	(6) 事前届出業種に該当 する連結子会社等が あるときは、当該連結 子会社等に関する事 項			
2 株 式 (持 分)	(1) 譲渡しようとする株 式(持分)の数量、譲 渡価額等	数 量	株 (口)	
		譲 渡 価 額	円 (一株 (口) 当たり 円)	
		譲渡後の出資比率	%	
		譲渡後の議決権比率	%	
	(2) 譲 渡 の 時 期			
	(3) 支払の受領の時期			

3 相手方	(1) 氏名又は名称			
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地		(3) 国籍	
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容		(5) 資本金	
	(6) 譲受後の出資比率	%		
4 譲渡目的等	(1) 譲渡しようとする理由			
	(2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法			
5 その他の事項				

(日本工業規格 A 4)

届出受理年月日	
及び受理番号	

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る行為は、 年 月 日から 行うことができる。	

(記入要領)

- 1 本届出書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、株式の譲渡にあつては様式中「持分」の字句を、持分の譲渡にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。
- 2 「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 3 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 4 「2 譲渡しようとする株式(持分)」欄中「(1) 譲渡しようとする株式(持分)の数量、譲渡価額等」欄中「譲渡後の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が

わからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

- 5 「3 相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 6 「4 譲渡目的等」欄中「(2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。
- 7 「5 その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、譲渡しようとする株式（持分）を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。
- 8 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2 銀行等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行つた年月日	金 額	銀 行 等 確 認 印

別紙様式第三

根拠法規:対内直接投資等
に関する命令

会社の事業目的の変更の同意に関する届出書
年 月 日

殿

(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍	
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の 50%以上を保有している会社 ニ イが役員の大過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために同意するもの		
	代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名	記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地			
	事務上の連絡先 (担当者電話)			

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 資 本 金	払込資本 円 (議決権の総数)	
	(4) 事前届出業種に該当 する理由		
	(5) 事前届出業種に該当す る連結子会社等がある ときは、当該連結子会社等 に関する事項		
2	届出時に保有する発行会社 の議決権の数量等	数 量	
		議決権の総数に占める割合	%
		変 更 前	変 更 後
3	同 意 の 内 容		

4 同意の時期		
5 同意目的等	(1) 同意目的	
	(2) 同意に伴う経営関与の方法	
	(3) 同意後の事業計画	
	(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い	
6 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資 本 金	
	届出者との関係	
7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの（対内直接投資等に関する政令第2条第4項に掲げるもの）	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資 本 金	
	届出者との関係	
	数 量	株（口）
	出 資 比 率	%
8 その他の事項		

（日本工業規格 A 4）

届出受理年月日	
及び受理番号	

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る行為は、 年 月 日から 行うことができる。	

(記入要領)

- 1 代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
- 2 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 3 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「8 その他の事項」欄に記入すること。
- 4 「1 発行会社」欄中「(4) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 5 「3 同意の内容」欄中「変更前」欄には、現行定款上の事業目的を、「変更後」欄には、変更後の定款案を記入するとともに、変更箇所を下線を付すこと。
 また、本届出の対象となる会社に関して過去に対内直接投資等に関する命令による届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も「変更前」欄に記入すること。
- 6 「5 同意目的等」欄中「(1) 同意目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合併会社の設立」等の取得目的を記入すること。
 「(2) 同意に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3) 同意後の事業計画」欄には、同意後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、同意後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
- 7 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得を目的として設立された者の場合に記入すること。
- 8 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

別紙様式第四

根拠法規:対内直接投資等
に関する命令

支店等の設置に関する届出書

年 月 日

殿

(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍	
	職業又は営んで いる事業の内容		資本金	
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	記名押印又は署名		
代 理 人	住所又は主たる 事務所の所在地		担当者 電話	

下記のとおり届出します。

1 支 店 等	(1) 名 称		
	(2) 所 在 地		
	(3) 種 類		
	(4) 事 業 目 的		
	(5) 事前届出業種に該当 する理由		
	(6) 設 置 予 定 時 期		
	(7) 設 置 し よ う と す る 理 由		
	(8) 設 置 に 伴 い 取 得 す る 不 動 産 及 び こ れ に 関 す る 権 利 の 内 容		
	(9) そ の 他 の 事 項		
2 届出者の事業方針等に影響 を及ぼす者	氏名又は名称及び 代表者の氏名		

	住所又は主たる 事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる 事業の内容	
	資 本 金	
	届出者との関係	

(日本工業規格 A 4)

届出受理年月日	
及び受理番号	

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る行為は、 年 月 日から 行うことができる。	

(記入要領)

- 1 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 2 「1 支店等」欄中「(3) 種類」には、「支店」、「工場」、「その他の事業所」の別を記入すること。
「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
「(8) 設置に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」は、次の例にならって記入すること。
(例:事務所 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇ビル〇階 延面積〇〇㎡を〇〇から賃借の予定、
倉庫用建物 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地 延面積〇〇㎡を〇〇から賃借の予定)
- 3 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得を目的として設立された者の場合に記入すること。
- 4 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

別紙様式第五

根拠法規:対内直接投資等
に関する命令

種 類
支店等の 変更に関する届出書
事業目的
_____年 月 日

殿
(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍	
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		担当者 電話	

下記のとおり届出します。

1 支 店 等	(1) 名 称			
	(2) 所 在 地			
	(3) 設置の届出受理年 月日及び受理番号			
	(4) 設 置 年 月 日			
	(5) 種 類	変 更 前	変 更 後	
	(6) 事 業 目 的	変 更 前	変 更 後	
	(7) 事前届出業種に該当 する理由			
	(8) 変 更 予 定 時 期			
	(9) 変 更 し よ う と す る 理 由			
(10) 変更に伴い取得する不 動産及びこれに関する 権利の内容				
(11) そ の 他 の 事 項				

2 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資 本 金	
	届出者との関係	

(日本工業規格A4)

届出受理年月日	
及び受理番号	

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る行為は、 年 月 日から 行うことができる。	

(記入要領)

- 1 本届出書は、支店等の種類又は事業目的の変更の別に記入すること（種類及び事業目的の変更を同時に行おうとするときは、この限りでない）。この場合において、種類の変更にあつては様式中「事業目的」の字句を、事業目的の変更にあつては様式中「種類」の字句を消すこと。
- 2 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 3 「1 支店等」欄中「(3) 設置の届出受理年月日及び受理番号」欄は、本届出の対象となる支店等に関して過去に支店等の種類又は事業目的の変更に関する届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も記入すること。
「(5) 種類」は、次の例にならつて記入すること。
(例: 変更前 支店 / 変更後 支店兼工場)
「(6) 事業目的」中「変更後」には、変更案を記入するとともに、変更箇所の下線を付すこと。
「(7) 事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、支店等の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
「(10) 変更に伴い取得する不動産及びこれに関する権利の内容」は、次の例にならつて記入すること。
(例: 事務所 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇ビル〇階 延面積〇〇㎡を〇〇から賃借の予定、倉庫用建物 所在地〇〇市〇〇町〇〇番地 延面積〇〇㎡を〇〇から賃借の予定)
- 4 「2 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得を目的として設立された者の場合に記入すること。
- 5 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

別紙様式第六

根拠法規:対内直接投資等
に関する命令

金 銭 の 貸 付 け に 関 す る 届 出 書
年 月 日

殿

(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		国 籍	
	職業又は営んで いる事業の内容		資本金	
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接・間接に議決権の 50%以上を保有している会社 ニ イが役員数の過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために貸付けを行うもの		
	代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名	記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地			
事 務 上 の 連 絡 先 (担当者電話)				

下記のとおり届出します。

1 相 手 方	(1) 名 称			
	(2) 主たる事務所の 所在地			
	(3) 定款上の事業目的		(4) 資本金	
	(5) 事前届出業種に該当 する理由			
2	金 額			
3	契 約 時 期			
4	貸 付 時 期			
5 条 件	(1) 金 利			
	(2) 期 間			
	(3) 元本の回収方法 (該当分に○)	イ 期日一括 ロ 分割 (具体的に記入すること。)		

6 貸付金の使途			
7 貸付目的等	(1) 貸付目的		
	(2) 貸付に伴う経営関与の方法		
	(3) 貸付後の事業計画		
	(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い		
8 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	国 籍		
	職業又は営んでいる事業の内容		
	資 本 金		
	届出者との関係		
9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの（対内直接投資等に関する政令第2条第4項に掲げるもの）	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	国 籍		
	職業又は営んでいる事業の内容		
	資 本 金		
	届出者との関係		
数 量	株（口）		
出 資 比 率	%		
10 その他の事項			

（日本工業規格A4）

届出受理年月日	
及び受理番号	

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る行為は、 年 月 日から 行うことができる。	

(記入要領)

- 1 代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
- 2 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 3 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「10 その他の事項」欄に記入すること。
- 4 「1 相手方」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 5 「5 条件」欄中「(3) 元本の回収方法」欄は、「ロ 分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。
(例：○年○月を第1回とし、以降1年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。)
- 6 「7 貸付目的等」欄中「(1) 貸付目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の貸付目的を記入すること。「(2) 貸付に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3) 貸付後の事業計画」欄には、貸付後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、貸付後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
- 7 「8 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得を目的として設立された者の場合に記入すること。
- 8 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2 銀行等の記入欄(外国為替及び外国貿易法第17条に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。)

為替取引を行った年月日	金 額	銀 行 等 確 認 印

別紙様式第七

根拠法規:対内直接投資等
に関する命令

社 債 の 取 得 に 関 す る 届 出 書

年 月 日

殿

(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地	国 籍		
	職業又は営んで いる事業の内容	資本金		
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接・間接に議決権の 50%以上を保有している会社 ニ イが役員の大過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために取得するもの		
	代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名	記名押印又は署名		
	代理人 住所又は主たる 事務所の所在地			
事 務上の連絡先 (担当者電話)				

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称					
	(2) 主たる事務所の 所在地					
	(3) 定款上の事業目的				(4) 資本金	
	(5) 事前届出業種に該当 する理由					
	(6) 事前届出業種に該当す る連結子会社等がある ときは、当該連結子会社 等に関する事項					
	2 取 得 し よ う と す る 社 債	銘 柄 (発行日、記号等)	額面総額	取得価額	利率	償還日及び 元利の支払方法
3	取 得 の 時 期					
4	支 払 の 時 期					

5 取得目的等	(1) 取得目的	
	(2) 取得に伴う経営関与の方法	
	(3) 取得後の事業計画	
	(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い	
6 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資 本 金	
	届出者との関係	
7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの（対内直接投資等に関する政令第2条第4項に掲げるもの）	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資 本 金	
	届出者との関係	
	数 量	株（口）
	出 資 比 率	%
8 その他の事項		

（日本工業規格 A 4）

届出受理年月日	
及び受理番号	

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る行為は、 年 月 日から 行うことができる。	

(記入要領)

- 1 代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
- 2 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 3 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「8 その他の事項」欄に記入すること。
- 4 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄及び「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 5 取得しようとする社債が転換社債及び新株引受権付社債の場合は、「2 取得しようとする社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元金の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。
(例：償還日は○年○月○日、元利金は本邦において円価で支払う。)
- 6 「5 取得目的等」欄中「(1) 取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得目的を記入すること。「(2) 取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3) 取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
- 7 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得を目的として設立された者の場合に記入すること。
- 8 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2 銀行等の記入欄 (外国為替及び外国貿易法第17条に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。)

為替取引を行った年月日	金 額	銀 行 等 確 認 印

○内閣府、厚生労働省、財務省、農林水産省、告示第一号
文部科学省、国土交通省、環境省、

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
運輸省、建設省、厚生省、農林水産省、通商産業省、
建設省、郵政省、労働省、令第一号）第三条

第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表第一及び別表第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）と定め、平成十九年九月二十八日から適用し、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成十四年九月内閣府、厚生労働省、農林水産省、告示第一号）は、同日から廃止する。

平成十九年九月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 増田 寛也

財務大臣 額賀福志郎

文部科学大臣 伊吹 文明

別表第一

一 次に掲げる物の製造業

イ 武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援若しくは搜索を含む。
）若しくは武力攻撃に対する防衛のために特に設計した物

ロ 航空機

ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物
体を含む。以下同じ。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために
特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ 原子炉、原子力用タービン、原子力発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質

ホ イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、
これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置

厚生労働大臣 舛添 要一

農林水産大臣 若林 正俊

経済産業大臣 甘利 明

国土交通大臣 冬柴 鐵三

環境大臣 鴨下 一郎

、検査装置若しくは試験装置

二 前号イからホまでに掲げる物に係る機械修理業

三 第一号イ又はロに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業

四 人工衛星、ロケット又はこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業

五 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二から四までの項に掲げるものの製造業

六 輸出貿易管理令別表第一の五の項（三）、（五）から（八）まで、（十四）、（十六）若しくは（十八）、六の項（一）から（四）まで、（六）若しくは（七）、七の項（一）、（六）、（七）、（九）若しくは（十六）から（十九）まで、八の項の中欄、九の項（一）、（三）若しくは（六）から（十一）まで、一〇の項（一）から（四）まで、（六）、（七）、（九）若しくは（十一）、一二の項（一）、（二）、（五）若しくは（六）、一三の項（五）又は一五の項の中欄に掲げるものの製造業

別表第二

業		種		摘 要	
大分類	小分類	細 分 類			
		番号	項 目 名		
農業	耕種農業	0111	米作農業		
		0112	米作以外の穀作農業		
		0113	野菜作農業(きのご類の栽培を含む)		
		0114	果樹作農業		
		0115	花き作農業		
		0116	工芸農作物農業		
		0117	ばれいしょ・かんしょ作農業		
		0119	その他の耕種農業		
		畜産農業	0121		酪農業
	0122		肉用牛生産業		
	0123		養豚業		
	0124		養鶏業		
	0125		畜産類似業		
	0126		養蚕農業		
	0129		その他の畜産農業		
	農業サービス業(園芸サービス業を除く)		0131		穀作サービス業
			0132		野菜作・果樹作サービス業
		0133	穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業		
		0134	畜産サービス業(獣医業を除く)		
		0141	園芸サービス業		
林業	育林業	0211	育林業		
	素材生産業	0221	素材生産業		
	特用林産物生産業(きのご類の栽培を除く)	0231	製薪炭業		
		0239	その他の特用林産物生産業(きのご類の栽培を除く)		
	林業サービス業	0241	育林サービス業		
		0242	素材生産サービス業		
		0243	山林種苗生産サービス業		
		0249	その他の林業サービス業		
	その他の林業	0299	その他の林業		
	漁業	海面漁業	0311	底びき網漁業	
0312			まき網漁業		
0313			刺網漁業		
0314			釣・はえ縄漁業		
0315			定置網漁業		
0316			地びき網・船びき網漁業		
0317			採貝・採藻業		
0318			捕鯨業		
0319			その他の海面漁業		
内水面漁業		0321	内水面漁業		
海面養殖業		0411	魚類養殖業		
		0412	貝類養殖業		

		0413	藻類養殖業	
		0414	真珠養殖業	
		0415	種苗養殖業	
		0419	その他の海面養殖業	
	内水面養殖業	0421	内水面養殖業	
鉱業	金属鉱業	0519	その他の金属鉱業	ただし、核原料物質に限る
	原油・天然ガス鉱業	0531	原油鉱業	
		0532	天然ガス鉱業	
製造業	その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	1257	毛皮製衣服・身の回り品製造業	
		1259	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	ただし、皮革及び皮革製品に限る
	医薬品製造業	1763	生物学的製剤製造業	
	その他の化学工業	1794	ゼラチン・接着剤製造業	ただし、にかわ・ゼラチン製造業に限る
	石油精製業	1811	石油精製業	
	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	1821	潤滑油製造業	
		1822	グリース製造業	
	舗装材料製造業	1841	舗装材料製造業	
	その他の石油製品・石炭製品製造業	1899	他に分類されない石油製品・石炭製品製造業	ただし、石油製品製造業に限る
	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	2021	ゴム製履物・同附属品製造業	
		2022	プラスチック製履物・同附属品製造業	
	なめし革製造業	2111	なめし革製造業	
	工業用革製品製造業(手袋を除く)	2121	工業用革製品製造業(手袋を除く)	
	革製履物用材料・同附属品製造業	2131	革製履物用材料・同附属品製造業	
	革製履物製造業	2141	革製履物製造業	
	革製手袋製造業	2151	革製手袋製造業	
	かばん製造業	2161	かばん製造業	
	袋物製造業	2171	袋物製造業(ハンドバッグを除く)	
		2172	ハンドバッグ製造業	
	毛皮製造業	2181	毛皮製造業	
	その他のなめし革製品製造業	2199	その他のなめし革製品製造業	
	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	3031	船舶製造・修理業	
		3032	船体ブロック製造業	ただし、武器産業、原子力産業に係るものに限る
		3033	舟艇製造・修理業	
		3034	舶用機関製造業	
	がん具・運動用具製造業	3234	運動用具製造業	ただし、皮革及び皮革製品に限る
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	3311	発電所	
		3312	変電所	
		3313	電気事業所(本社、営業所等)	
	ガス業	3411	ガス製造工場	
		3412	ガス供給所	
		3413	ガス事業所(本社、営業所等)	
	熱供給業	3511	熱供給業	
	上水道業	3611	上水道業	

情報通信業	固定電気通信業	3721	地域電気通信業(有線放送電話業を除く)	ただし、電気通信事業法第九条の登録を受け るべき電気通信事業に 限る		
		3722	長距離電気通信業			
		3729	その他の固定電気通信業			
	移動電気通信業	3731	移動電気通信業			
	公共放送業(有線放送業を除く)	3811	公共放送業			
	民間放送業(有線放送業を除く)	3821	テレビジョン放送業(衛星放送業を除く)			
		3822	ラジオ放送業(衛星放送業を除く)			
		3823	衛星放送業			
		3829	その他の民間放送業			
	有線放送業	3831	有線テレビジョン放送業			
		3832	有線ラジオ放送業			
	インターネット附随サービス業	4011	インターネット附随サービス業		ただし、電気通信事業法 第九条の登録を受け るべき電気通信事業に 限る	
	運輸業	鉄道業	4211			普通鉄道業
			4212			軌道業
			4213			地下鉄道業
			4214			モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)
			4215			案内軌条式鉄道業(地下鉄道業を除く)
		4216	鋼索鉄道業			
		4217	索道業			
		4219	その他の鉄道業			
一般乗合旅客自動車運送業		4311	一般乗合旅客自動車運送業			
沿海海運業		4521	沿海旅客海運業			
		4522	沿海貨物海運業			
内陸水運業		4531	港湾旅客海運業			
		4532	河川水運業			
		4533	湖沼水運業			
船舶貸渡業		4542	内航船舶貸渡業			
航空運送業		4611	航空運送業			
航空機使用業(航空運送業を除く)		4621	航空機使用業(航空運送業を除く)	ただし、石油備蓄業 に係るものに限る		
倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	4711	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)				
冷蔵倉庫業	4721	冷蔵倉庫業				
運輸施設提供業	4851	鉄道施設提供業				
卸売・小売業	鉱物・金属材料卸売業	5231	石油卸売業			
	燃料小売業	6031	ガソリンスタンド			
		6032	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)			
金融・保険業	中央銀行	6111	中央銀行		ただし、石油に係るもの に限る	
	農林水産金融業	6224	農業協同組合			
		6225	漁業協同組合、水産加工業協同組合			
複合サービス業	農林水産業協同組合(他に分類されないもの)	7911	農業協同組合(他に分類されないもの)			
		7912	漁業協同組合(他に分類されないもの)			
		7913	水産加工業協同組合(他に分類されないもの)			
		7914	森林組合(他に分類されないもの)			

サービス業 (他に分類 されないもの)	警備業	9061	警備業	ただし、液化石油ガス(LPG)充てん業及び液化石油ガス(LPG)の貯蔵を行う事業に係るものに限る
	他に分類されない事業サービス業	9099	他に分類されないその他の事業サービス業	

備考 「業種」とは、日本標準産業分類の分類表(平成14年3月総務省告示第139号)に掲げる業種分類をいう。

別表第三

業		種		摘 要	
大分類	小分類	細 分 類			
		番号	項 目 名		
鉱業	金属鉱業	0511	金・銀鉱業	ただし、核原料物質を除く	
		0512	鉛・亜鉛鉱業		
		0513	鉄鉱業		
	0519	その他の金属鉱業			
	石炭・亜炭鉱業	0521	石炭鉱業(石炭選別業を含む)		
		0522	亜炭鉱業		
	採石業、砂・砂利・玉石採取業	0541	花こう岩・同類似岩石採石業		
		0542	石英祖面岩・同類似岩石採石業		
		0543	安山岩・同類似岩石採石業		
		0544	大理石採石業		
		0545	ぎょう灰岩採石業		
		0546	砂岩採石業		
		0547	粘板岩採石業		
		0548	砂・砂利・玉石採取業		
		0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業		
		窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)	0551		耐火粘土鉱業
			0552		ろう石鉱業
			0553		ドロマイト鉱業
			0554		長石鉱業
			0555		けい石鉱業
			0556		天然けい砂鉱業
	0557		石灰石鉱業		
	0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業			
	その他の鉱業	0591	酸性白土鉱業		
		0592	ベントナイト鉱業		
		0593	けいそう土鉱業		
		0594	滑石鉱業		
			0599		他に分類されない鉱業

建設業	一般土木建築工事業	0611	一般土木建築工事業
	土木工事業(舗装工事業を除く)	0621	土木工事業(別掲を除く)
		0622	造園工事業
		0623	しゅんせつ工事業
	舗装工事業	0631	舗装工事業
	建築工事業(木造建築工事業を除く)	0641	建築工事業(木造建築工事業を除く)
	木造建築工事業	0651	木造建築工事業
	建築リフォーム工事業	0661	建築リフォーム工事業
	大工工事業	0711	大工工事業(型枠大工工事業を除く)
		0712	型枠大工工事業
	とび・土工・コンクリート工事業	0721	とび工事業
		0722	土工・コンクリート工事業
		0723	特殊コンクリート工事業
	鉄骨・鉄筋工事業	0731	鉄骨工事業
		0732	鉄筋工事業
	石工・れんが・タイル・ブロック工事業	0741	石工工事業
		0742	れんが工事業
		0743	タイル工事業
		0744	コンクリートブロック工事業
	左官工事業	0751	左官工事業
	板金・金物工事業	0761	金属製屋根工事業
		0762	板金工事業
		0763	建築金物工事業
	塗装工事業	0771	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
		0772	道路標示・区画線工事業
	床・内装工事業	0781	床工事業
		0782	内装工事業
	その他の職別工事業	0791	ガラス工事業
		0792	金属製建具工事業
		0793	木製建具工事業
		0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
		0795	防水工事業
		0796	はつり・解体工事業
		0799	他に分類されない職別工事業
	電気工事業	0811	一般電気工事業
		0812	電気配線工事業

製造業	電気通信・信号装置工事業	0821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
		0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業
		0823	信号装置工事業
	管工事業(さく井工事業を除く)	0831	一般管工事業
		0832	冷暖房設備工事業
		0833	給排水・衛生設備工事業
		0839	その他の管工事業
	機械器具設置工事業	0841	機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)
		0842	昇降設備工事業
	その他の設備工事業	0891	築炉工事業
		0892	熱絶縁工事業
		0893	道路標識設置工事業
		0894	さく井工事業
	畜産食料品製造業	0911	肉製品製造業
		0912	乳製品製造業
		0919	その他の畜産食料品製造業
	水産食料品製造業	0921	水産缶詰・瓶詰製造業
		0922	海藻加工業
		0923	水産練製品製造業
		0924	塩干・塩蔵品製造業
		0925	冷凍水産物製造業
		0926	冷凍水産食品製造業
		0929	その他の水産食料品製造業
	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	0931	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く)
		0932	野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く)
	調味料製造業	0941	味そ製造業
		0942	しょう油・食用アミノ酸製造業
		0943	うま味調味料製造業
		0944	ソース製造業
		0945	食酢製造業
		0949	その他の調味料製造業
	糖類製造業	0951	砂糖製造業(砂糖精製業を除く)
	0952	砂糖精製業	
	0953	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	
精穀・製粉業	0961	精米業	
	0962	精麦業	

	0963	小麦粉製造業
	0969	その他の精穀・製粉業
パン・菓子製造業	0971	パン製造業
	0972	生菓子製造業
	0973	ビスケット類・干菓子製造業
	0974	米菓製造業
	0979	その他のパン・菓子製造業
動植物油脂製造業	0981	植物油脂製造業
	0982	動物油脂製造業
	0983	食用油脂加工業
その他の食料品製造業	0991	でんぷん製造業
	0992	めん類製造業
	0993	豆腐・油揚製造業
	0994	あん類製造業
	0995	冷凍調理食品製造業
	0996	そう(惣)菜製造業
	0999	他に分類されない食料品製造業
清涼飲料製造業	1011	清涼飲料製造業
酒類製造業	1021	果実酒製造業
	1022	ビール製造業
	1023	清酒製造業
	1024	蒸留酒・混成酒製造業
茶・コーヒー製造業	1031	製茶業
	1032	コーヒー製造業
製氷業	1041	製氷業
たばこ製造業	1051	たばこ製造業(葉タバコ処理業を除く)
	1052	葉たばこ処理業
飼料・有機質肥料製造業	1061	配合飼料製造業
	1062	単体飼料製造業
	1063	有機質肥料製造業
製糸業	1111	製糸業
紡績業	1121	綿紡績業
	1122	化学繊維紡績業
	1123	毛紡績業
	1129	その他の紡績業
ねん糸製造業	1131	ねん糸製造業(かさ高加工糸製造業を除く)

織物業	1132	かさ高加工糸製造業
	1141	綿・スフ織物業
	1142	絹・人絹織物業
	1143	毛織物業
	1144	麻織物業
ニット生地製造業	1149	その他の織物業
	1151	丸編ニット生地製造業
	1152	たて編ニット生地製造業
染色整理業	1153	横編ニット生地製造業
	1161	綿・スフ・麻織物機械染色業
	1162	絹・人絹織物機械染色業
	1163	毛織物機械染色整理業
	1164	織物整理業
	1165	織物手加工染色整理業
	1166	綿状繊維・糸染色整理業
	1167	ニット・レース染色整理業
綱・網製造業	1168	繊維雑品染色整理業
	1171	綱製造業
	1172	漁網製造業
レース・繊維雑品製造業	1179	その他の網地製造業
	1181	刺しゅうレース製造業
	1182	編レース製造業
	1183	ボビンレース製造業
	1184	組ひも製造業
	1185	細幅織物業
その他の繊維工業	1189	その他のレース・繊維雑品製造業
	1191	整毛業
	1192	製綿業
	1193	フェルト・不織布製造業
	1194	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
	1195	上塗りした織物・防水した織物製造業
	1196	繊維製衛生材料製造業
	1199	他に分類されない繊維工業
織物製(不織布製及びレース製を含む)外衣・シャツ製造業(和式を除く)	1211	成人男子・少年服製造業
	1212	成人女子・少女服製造業
	1213	乳幼児服製造業

	1214	シャツ製造業(下着を除く)	
	1215	事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服製造業	
	1216	学校服製造業	
ニット製外衣・シャツ製造業	1221	ニット製外衣(アウターシャツ類、セーター類などを除く)製造業	
	1222	ニット製アウターシャツ類製造業	
	1223	セーター類製造業	
	1229	その他のニット製外衣・シャツ製造業	
下着類製造業	1231	織物製下着製造業	
	1232	ニット製下着製造業	
	1233	織物製寝着類製造業	
	1234	ニット製寝着類製造業	
	1235	補整着製造業	
和装製品・足袋製造業	1241	和装製品製造業	
	1242	足袋製造業	
その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	1251	ネクタイ製造業	
	1252	スカーフ・マフラー製造業	
	1253	ハンカチーフ製造業	
	1254	靴下製造業	
	1255	手袋製造業	
	1256	帽子製造業(帽体を含む)	
	1259	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	ただし、皮革及び皮革製品を除く
その他の繊維製品製造業	1291	寝具製造業	
	1292	毛布製造業	
	1293	帆布製品製造業	
	1294	繊維製袋製造業	
	1295	刺しゅう業	
	1296	タオル製造業	
	1299	他に分類されない繊維製品製造業	
製材業、木製品製造業	1311	一般製材業	
	1312	単板(ベニヤ板)製造業	
	1313	床板製造業	
	1314	木材チップ製造業	
	1319	他に分類されない特殊製材業	
造作材・合板・建築用組立材料製造業	1321	造作材製造業(建具を除く)	
	1322	合板製造業	
	1323	集成材製造業	

	1324	建築用木製組立材料製造業
	1325	パーティクルボード製造業
	1326	銘板・銘木製造業
木製容器製造業(竹、とうを含む)	1331	竹・とう・きりゅう等容器製造業
	1332	折箱製造業
	1333	木箱製造業(折箱を除く)
	1334	たる製造業
	1335	おけ製造業
その他の木製品製造業(竹、とうを含む)	1391	木材薬品処理業
	1392	靴型等製造業
	1393	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業
	1399	他に分類されない木製品製造業(竹、とうを含む)
家具製造業	1411	木製家具製造業(漆塗りを除く)
	1412	金属製家具製造業
	1413	マットレス・組スプリング製造業
宗教用具製造業	1421	宗教用具製造業
建具製造業	1431	建具製造業
その他の家具・装備品製造業	1491	事務所用・店舗用装備品製造業
	1492	窓用・扉用日よけ製造業
	1493	日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業
	1494	鏡縁・額縁製造業
	1499	他に分類されない家具・装備品製造業
パルプ製造業	1511	パルプ製造業
紙製造業	1521	洋紙製造業
	1522	板紙製造業
	1523	機械すき和紙製造業
	1524	手すき和紙製造業
加工紙製造業	1531	塗工紙製造業
	1532	段ボール製造業
	1533	壁紙・ふすま紙製造業
紙製品製造業	1541	事務用紙製品製造業
	1542	学用紙製品製造業
	1543	日用紙製品製造業
	1549	その他の紙製品製造業
紙製容器製造業	1551	重包装紙袋製造業
	1552	角底紙袋製造業

	1553	段ボール箱製造業
	1554	紙器製造業
その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	1591	セロファン製造業
	1592	繊維板製造業
	1593	紙製衛生材料製造業
	1599	他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業
印刷業	1611	印刷業
製版業	1621	製版業
製本業、印刷物加工業	1631	製本業
	1632	印刷物加工業
印刷関連サービス業	1691	印刷関連サービス業
化学肥料製造業	1711	窒素質・りん酸質肥料製造業
	1712	複合肥料製造業
	1719	その他の化学肥料製造業
無機化学工業製品製造業	1721	ソーダ工業
	1722	無機顔料製造業
	1723	圧縮ガス・液化ガス製造業
	1724	塩製造業
	1729	その他の無機化学工業製品製造業
有機化学工業製品製造業	1731	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)
	1732	脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)
	1733	発酵工業
	1734	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
	1735	プラスチック製造業
	1736	合成ゴム製造業
	1739	その他の有機化学工業製品製造業
化学繊維製造業	1741	レーヨン・アセテート製造業
	1742	合成繊維製造業
油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1751	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
	1752	石けん・合成洗剤製造業
	1753	界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)
	1754	塗料製造業
	1755	印刷インキ製造業
	1756	洗浄剤・磨用剤製造業
	1757	ろうそく製造業
医薬品製造業	1761	医薬品原薬製造業

	1762	医薬品製剤製造業	
	1764	生薬・漢方製剤製造業	
	1765	動物用医薬品製造業	
化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	1771	仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水、オーデコロンを含む)	
	1772	頭髪用化粧品製造業	
	1779	その他の化粧品、歯磨、化粧品調整品製造業	
その他の化学工業	1791	火薬類製造業	
	1792	農薬製造業	
	1793	香料製造業	
	1794	ゼラチン・接着剤製造業	ただし、にかわ・ゼラチン製造業を除く
	1795	写真感光材料製造業	
	1796	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	
	1797	試薬製造業	
	1799	他に分類されない化学工業製品製造業	
コークス製造業	1831	コークス製造業	
舗装材料製造業	1841	舗装材料製造業	ただし、石油製品製造業を除く
その他の石油製品・石炭製品製造業	1891	練炭・豆炭製造業	
	1899	他に分類されない石油製品・石炭製品製造業	ただし、石油製品製造業を除く
プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	1911	プラスチック板・棒製造業	
	1912	プラスチック管製造業	
	1913	プラスチック継手製造業	
	1914	プラスチック異形押出製品製造業	
	1915	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業	
プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	1921	プラスチックフィルム製造業	
	1922	プラスチックシート製造業	
	1923	プラスチック床材製造業	
	1924	合成皮革製造業	
	1925	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業	
工業用プラスチック製品製造業	1931	工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く)	
	1932	工業用プラスチック製品加工業	
発泡・強化プラスチック製品製造業	1941	軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)	
	1942	硬質プラスチック発泡製品製造業	
	1943	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	
	1944	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	
	1945	発泡・強化プラスチック製品加工業	
プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)	1951	プラスチック成形材料製造業	

	1952	廃プラスチック製品製造業
その他のプラスチック製品製造業	1991	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
	1992	プラスチック製容器製造業
	1997	他に分類されないプラスチック製品製造業
	1998	他に分類されないプラスチック製品加工業
タイヤ・チューブ製造業	2011	自動車タイヤ・チューブ製造業
	2012	自転車タイヤ・チューブ製造業
ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	2031	ゴムベルト製造業
	2032	ゴムホース製造業
	2033	工業用ゴム製品製造業
その他のゴム製品製造業	2091	ゴム引布・同製品製造業
	2092	医療・衛生用ゴム製品製造業
	2093	ゴム練生地製造業
	2094	更生タイヤ製造業
	2095	再生ゴム製造業
	2099	他に分類されないゴム製品製造業
ガラス・同製品製造業	2211	板ガラス製造業
	2212	板ガラス加工業
	2213	ガラス製加工素材製造業
	2214	ガラス容器製造業
	2215	理化学用・医療用ガラス器具製造業
	2216	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
	2217	ガラス繊維・同製品製造業
	2219	その他のガラス・同製品製造業
セメント・同製品製造業	2221	セメント製造業
	2222	生コンクリート製造業
	2223	コンクリート製品製造業
	2229	その他のセメント製品製造業
建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	2231	粘土かわら製造業
	2232	普通れんが製造業
	2233	陶管製造業
	2239	その他の建設用粘土製品製造業
陶磁器・同関連製品製造業	2241	衛生陶器製造業
	2242	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
	2243	陶磁器製置物製造業
	2244	電気用陶磁器製造業

	2245	理化学用・工業用陶磁器製造業
	2246	陶磁器製タイル製造業
	2247	陶磁器絵付業
	2248	陶磁器用はい(坏)土製造業
	2249	その他の陶磁器・同関連製品製造業
耐火物製造業	2251	耐火れんが製造業
	2252	不定形耐火物製造業
	2259	その他の耐火物製造業
炭素・黒鉛製品製造業	2261	炭素質電極製造業
	2262	炭素繊維製造業
	2269	その他の炭素・黒鉛製品製造業
研磨材・同製品製造業	2271	研磨材製造業
	2272	研削と石製造業
	2273	研磨布紙製造業
	2279	その他の研磨材・同製品製造業
骨材・石工品等製造業	2281	砕石製造業
	2282	人工骨材製造業
	2283	石工品製造業
	2284	けいそう土・同製品製造業
	2285	鉱物・土石粉碎等処理業
その他の窯業・土石製品製造業	2291	ほうろう鉄器製造業
	2292	七宝製品製造業
	2293	人造宝石製造業
	2294	ロックウール・同製品製造業
	2295	石綿製品製造業
	2296	石こう(膏)製品製造業
	2297	石灰製造業
	2298	鋳型製造業(中子を含む)
	2299	他に分類されない窯業・土石製品製造業
製鉄業	2311	高炉による製鉄業
	2312	高炉によらない製鉄業
	2313	フェロアロイ製造業
製鋼・製鋼圧延業	2321	製鋼・製鋼圧延業(転炉、電気炉を含む)
製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	2331	熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)
	2332	冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)
	2333	冷間ロール成型形鋼製造業

	2334	鋼管製造業
	2335	伸鉄業
	2336	磨棒鋼製造業
	2337	引抜鋼管製造業
	2338	伸線業
	2339	その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
表面処理鋼材製造業	2341	亜鉛鉄板製造業
	2342	めっき鋼管製造業
	2349	その他の表面処理鋼材製造業
鉄素形材製造業	2351	銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)
	2352	可鍛鋳鉄製造業
	2353	鋳鋼製造業
	2354	鍛工品製造業
	2355	鍛鋼製造業
その他の鉄鋼業	2391	鉄鋼シャースリット業
	2392	鉄スクラップ加工処理業
	2393	鋳鉄管製造業
	2399	他に分類されない鉄鋼業
非鉄金属第1次製錬・精製業	2411	銅第1次製錬・精製業
	2412	亜鉛第1次製錬・精製業
	2413	アルミニウム第1次製錬・精製業
	2419	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業
非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)	2421	鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む)
	2422	亜鉛第2次製錬・精製業(亜鉛合金製造業を含む)
	2423	アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)
	2429	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)
非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)	2431	伸銅品製造業
	2432	アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)
	2439	その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)
電線・ケーブル製造業	2441	電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)
	2442	光ファイバケーブル製造業(通信複合ケーブルを含む)
非鉄金属素形材製造業	2451	銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)
	2452	非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)
	2453	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
	2454	非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)
	2455	非鉄金属鍛造品製造業

その他の非鉄金属製造業	2499	他に分類されない非鉄金属製造業
ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	2511	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	2521	洋食器製造業
	2522	機械刃物製造業
	2523	利器工匠具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)
	2524	作業工具製造業(やすりを除く)
	2525	やすり製造業
	2526	手引のこぎり・のこ刃製造業
	2527	農業用器具製造業(農業用機械を除く)
	2529	その他の金物類製造業
暖房装置・配管工事用附属品製造業	2531	配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
	2532	ガス機器・石油機器製造業
	2533	温風・温水暖房装置製造業
	2539	その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス器具、石油機器を除く)
建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)	2541	建設用金属製品製造業
	2542	建築用金属製品製造業(建築用金物を除く)
	2543	製缶板金業
金属素形材製品製造業	2551	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
	2552	金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)
	2553	粉末や金製品製造業
金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)	2561	金属製品塗装業
	2562	溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
	2563	金属彫刻業
	2564	電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
	2565	金属熱処理業
	2569	その他の金属表面処理業
金属線製品製造業(ねじ類を除く)	2571	くぎ製造業
	2579	その他の金属線製品製造業
ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	2581	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
その他の金属製品製造業	2591	金庫製造業
	2592	金属製スプリング製造業
	2599	他に分類されない金属製品製造業
ボイラ・原動機製造業	2611	ボイラ製造業
	2612	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)
	2613	はん用内燃機関製造業
	2619	その他の原動機製造業

農業用機械製造業(農業用器具を除く)	2621	農業用機械製造業(農業用器具を除く)
建設機械・鉱山機械製造業	2631	建設機械・鉱山機械製造業
金属加工機械製造業	2641	金属工作機械製造業
	2642	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)
	2643	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)
	2644	機械工具製造業(粉末や金業を除く)
繊維機械製造業	2651	化学繊維機械・紡績機械製造業
	2652	製織機械・編組機械製造業
	2653	染色整理仕上機械製造業
	2654	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
	2655	縫製機械製造業
特殊産業用機械製造業	2661	食品機械・同装置製造業
	2662	木材加工機械製造業
	2663	パルプ装置・製紙機械製造業
	2664	印刷・製本・紙工機械製造業
	2665	鑄造装置製造業
	2666	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
	2667	半導体製造装置製造業
	2668	真空装置・真空機器製造業
	2669	その他の特殊産業用機械製造業
一般産業用機械・装置製造業	2671	ポンプ・同装置製造業
	2672	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
	2673	エレベータ・エスカレータ製造業
	2674	荷役運搬設備製造業
	2675	動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)
	2676	工業窯炉製造業
	2677	油圧・空圧機器製造業
	2678	化学機械・同装置製造業
	2679	その他の一般産業用機械・装置製造業
事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	2681	事務用機械器具製造業
	2682	冷凍機・温湿調整装置製造業
	2683	娯楽機械製造業
	2684	自動販売機製造業
	2689	その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業
その他の機械・同部分品製造業	2691	消火器具・消火装置製造業
	2692	弁・同附属品製造業

	2693	パイプ加工・パイプ附属品加工業
	2694	玉軸受・ころ軸受製造業
	2695	ピストンリング製造業
	2696	金型・同部分品・附属品製造業
	2697	包装・荷造機械製造業
	2698	産業用ロボット製造業
	2699	各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)
発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	2711	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業
	2712	変圧器類製造業(電子機器用を除く)
	2713	開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業
	2714	配線器具・配線附属品製造業
	2715	電気溶接機製造業
	2716	内燃機関電装品製造業
	2719	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)
民生用電気機械器具製造業	2721	ちゅう房機器製造業
	2722	空調・住宅関連機器製造業
	2723	衣料衛生関連機器製造業
	2729	その他の民生用電気機械器具製造業
電球・電気照明器具製造業	2731	電球製造業
	2732	電気照明器具製造業
電子応用装置製造業	2741	X線装置製造業
	2742	ビデオ機器製造業
	2743	医療用電子応用装置製造業
	2749	その他の電子応用装置製造業
電気計測器製造業	2751	電気計測器製造業(別掲を除く)
	2752	工業計器製造業
	2753	医療用計測器製造業
その他の電気機械器具製造業	2791	蓄電池製造業
	2792	一次電池(乾電池、湿電池)製造業
	2793	磁気テープ・磁気ディスク製造業
	2799	他に分類されない電気機械器具製造業
通信機械器具・同関連機械器具製造業	2811	有線通信機械器具製造業
	2812	無線通信機械器具製造業
	2813	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
	2814	電気音響機械器具製造業
	2815	交通信号保安装置製造業

	2819	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
電子計算機・同附属装置製造業	2821	電子計算機製造業(パーソナルコンピュータ製造業を除く)
	2822	パーソナルコンピュータ製造業
	2823	記憶装置製造業
	2824	印刷装置製造業
	2829	その他の附属装置製造業
電子部品・デバイス製造業	2911	電子管製造業
	2912	半導体素子製造業
	2913	集積回路製造業
	2914	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
	2915	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業
	2916	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
	2917	スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業
	2918	プリント回路製造業
	2919	その他の電子部品製造業
自動車・同附属品製造業	3011	自動車製造業(二輪自動車を含む)
	3012	自動車車体・附随車製造業
	3013	自動車部分品・附属品製造業
鉄道車両・同部品製造業	3021	鉄道車両製造業
	3022	鉄道車両用部分品製造業
船舶製造・修理業、船用機関製造業	3031	船舶製造・修理業
	3032	船体ブロック製造業
	3033	舟艇製造・修理業
	3034	船用機関製造業
産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	3051	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
	3059	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
その他の輸送用機械器具製造業	3091	自転車・同部分品製造業
	3099	他に分類されない輸送用機械器具製造業
計量器・測定器・分析機器・試験機製造業	3111	一般長さ計製造業
	3112	体積計製造業
	3113	はかり製造業
	3114	圧力計・流量計・液面計等製造業
	3115	精密測定器製造業
	3116	分析機器製造業
	3117	試験機製造業
	3119	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機製造業

ただし、武器産業、原子力産業に係るものを除く

測量機械器具製造業	3121	測量機械器具製造業	
医療用機械器具・医療用品製造業	3131	医療用機械器具製造業	
	3132	歯科用機械器具製造業	
	3133	動物用医療機械器具製造業	
	3134	医療用品製造業	
	3135	歯科材料製造業	
理化学機械器具製造業	3141	理化学機械器具製造業	
光学機械器具・レンズ製造業	3151	顕微鏡・望遠鏡等製造業	
	3152	写真機・同附属品製造業	
	3153	映画用機械・同附属品製造業	
	3154	光学機械用レンズ・プリズム製造業	
眼鏡製造業(枠を含む)	3161	眼鏡製造業(枠を含む)	
時計・同部分品製造業	3171	時計・同部分品製造業(時計側を除く)	
	3172	時計側製造業	
貴金属・宝石製品製造業	3211	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製品製造業	
	3212	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)附属品・同材料加工業	
	3219	その他の貴金属製品製造業	
楽器製造業	3221	ピアノ製造業	
	3222	ギター製造業	
	3229	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業	
がん具・運動用具製造業	3231	娯楽用具・がん具製造業(人形、児童乗物を除く)	
	3232	人形製造業	
	3233	児童乗物製造業	
がん具・運動用具製造業	3234	運動用具製造業	
ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	3241	万年筆・シャープペンシル・ペン先製造業	
	3242	ボールペン・マーキングペン製造業	
	3243	鉛筆製造業	
	3244	毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く)	
	3249	他に分類されない事務用品製造業	
装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)	3251	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く)	
	3252	造花・装飾用羽毛製造業	
	3253	ボタン製造業	
	3254	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業	
	3255	かつら製造業	
漆器製造業	3261	漆器製造業	
畳・傘等生活雑貨製品製造業	3271	麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業	

ただし、皮革及び皮革製品を除く

電気・ガス・熱供給・水道業	他に分類されない製造業	3272	畳製造業				
		3273	うちわ・扇子・ちょうちん製造業				
		3274	ほうき・ブラン製造業				
		3275	傘・同部分品製造業				
		3276	マッチ製造業				
		3277	喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)				
		3278	魔法瓶製造業				
		3291	煙火製造業				
		3292	看板・標識機製造業				
		3293	パレット製造業				
		3294	モデル・模型製造業(紙製を除く)				
		3295	工業用模型製造業				
		3296	情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)				
		3299	他に分類されないその他の製造業				
		情報通信業	工業用水道業		3621	工業用水道業	<p>ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業を除く</p> <p>ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業を除く</p> <p>ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業を除く</p> <p>ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業を除く</p>
			下水道業		3631	下水道処理施設維持管理業	
					3632	下水道管路施設維持管理業	
					3633	下水道事務所	
			信書送達業		3711	信書送達業	
			固定電気通信業		3721	地域電気通信業(有線放送電話業を除く)	
					3722	長距離電気通信業	
					3723	有線放送電話業	
					3729	その他の固定電気通信業	
			移動電気通信業		3731	移動電気通信業	
		電気通信に附帯するサービス業	3741		電気通信に附帯するサービス業		
		ソフトウェア業	3911		受託開発ソフトウェア業		
			3912		パッケージソフトウェア業		
		情報処理・提供サービス業	3921		情報処理サービス業		
			3922		情報提供サービス業		
	3929	その他の情報処理・提供サービス業					
インターネット附随サービス業	4011	インターネット附随サービス業					
映像情報制作・配給業	4111	映画・ビデオ制作業(テレビ番組制作業を除く)					
	4112	テレビ番組制作業					
	4113	映画・ビデオ・テレビ番組配給業					
音声情報制作業	4121	レコード制作業					

		4122	ラジオ番組制作業	
	新聞業	4131	新聞業	
	出版業	4141	出版業	
	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	4151	ニュース供給業	
		4159	その他の映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業	
運輸業	一般乗用旅客自動車運送業	4321	一般乗用旅客自動車運送業	
	一般貸切旅客自動車運送業	4331	一般貸切旅客自動車運送業	
	その他の道路旅客運送業	4391	特定旅客自動車運送業	
		4399	他に分類されない道路旅客運送業	
	一般貨物自動車運送業	4411	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)	
		4412	特別積合せ貨物運送業	
	特定貨物自動車運送業	4421	特定貨物自動車運送業	
	貨物軽自動車運送業	4431	貨物軽自動車運送業	
	集配利用運送業	4441	集配利用運送業	
	その他の道路貨物運送業	4499	その他の道路貨物運送業	
	外航海運業	4511	外航旅客海運業	
		4512	外航貨物海運業	
	船舶貸渡業	4541	船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)	
	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	4711	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	} ただし、石油備蓄業に係るものを除く
	冷蔵倉庫業	4721	冷蔵倉庫業	
	港湾運送業	4811	港湾運送業	
	貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	4821	利用運送業(集配利用運送業を除く)	
		4822	運送取次業	
	運送代理店	4831	運送代理店	
	こん包業	4841	こん包業(組立こん包業を除く)	
		4842	組立こん包業	
	運輸施設提供業	4852	道路運送固定施設業	
		4853	自動車ターミナル業	
		4854	貨物荷扱固定施設業	
		4855	栈橋泊きよ業	
		4856	飛行場業	
	その他の運輸に附帯するサービス業	4891	海運仲立業	
		4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業	
卸売・小売業	各種商品卸売業	4911	各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)	
		4919	その他の各種商品卸売業	
	繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	5011	生糸・繭卸売業	

	5012	繊維原料卸売業(生糸、繭を除く)
	5013	糸卸売業
	5014	織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)
衣服・身の回り品卸売業	5021	男子服卸売業
	5022	婦人・子供服卸売業
	5023	下着類卸売業
	5024	寝具類卸売業
	5025	靴卸売業
	5026	履物卸売業(靴を除く)
	5027	かばん・袋物卸売業
	5029	その他の衣服・身の回り品卸売業
農畜産物・水産物卸売業	5111	米麦卸売業
	5112	雑穀・豆類卸売業
	5113	野菜卸売業
	5114	果実卸売業
	5115	食肉卸売業
	5116	生鮮魚介卸売業
	5119	その他の農畜産物・水産物卸売業
食料・飲料卸売業	5121	砂糖卸売業
	5122	味そ・しょう油卸売業
	5123	酒類卸売業
	5124	乾物卸売業
	5125	缶詰・瓶詰食品卸売業(気密容器入りのもの)
	5126	菓子・パン類卸売業
	5127	飲料卸売業(別掲を除く)
	5128	茶類卸売業
	5129	その他の食料・飲料卸売業
建築材料卸売業	5211	木材・竹材卸売業
	5212	セメント卸売業
	5213	板ガラス卸売業
	5219	その他の建築材料卸売業
化学製品卸売業	5221	塗料卸売業
	5222	染料・顔料卸売業
	5223	油脂・ろう卸売業
	5229	その他の化学製品卸売業
鉱物・金属材料卸売業	5232	鉱物卸売業(石油を除く)

	5233	鉄鋼卸売業
	5234	非鉄金属卸売業
再生資源卸売業	5241	空瓶・空缶等空容器卸売業
	5242	鉄スクラップ卸売業
	5243	非鉄金属スクラップ卸売業
	5244	古紙卸売業
	5249	その他の再生資源卸売業
一般機械器具卸売業	5311	農業用機械器具卸売業
	5312	建設機械・鉱山機械卸売業
	5313	金属加工機械卸売業
	5314	事務用機械器具卸売業
	5319	その他の一般機械器具卸売業
自動車卸売業	5321	自動車卸売業(二輪自動車を含む)
	5322	自動車部分品・付属品卸売業(中古品を除く)
	5323	自動車中古部品卸売業
電気機械器具卸売業	5331	家庭用電気機械器具卸売業
	5332	電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)
その他の機械器具卸売業	5391	輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)
	5392	精密機械器具卸売業
	5393	医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)
家具・建具・じゅう器等卸売業	5411	家具・建具卸売業
	5412	荒物卸売業
	5413	畳卸売業
	5414	室内装飾繊維品卸売業
	5415	陶磁器・ガラス器卸売業
	5419	その他のじゅう器卸売業
医薬品・化粧品等卸売業	5421	医薬品卸売業
	5422	医療用品卸売業
	5423	化粧品卸売業
	5424	合成洗剤卸売業
他に分類されない卸売業	5491	紙・紙製品卸売業
	5492	金物卸売業
	5493	肥料・飼料卸売業
	5494	スポーツ用品・娯楽用品・がん具卸売業
	5495	たばこ卸売業
	5496	ジュエリー製品卸売業

	5497	代理商、仲立業
	5499	他に分類されないその他の卸売業
百貨店、総合スーパー	5511	百貨店、総合スーパー
その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)	5599	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
呉服・服地・寝具小売業	5611	呉服・服地小売業
	5612	寝具小売業
男子服小売業	5621	男子服小売業
婦人・子供服小売業	5631	婦人服小売業
	5632	子供服小売業
靴・履物小売業	5641	靴小売業
	5642	履物小売業(靴を除く)
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	5691	かばん・袋物小売業
	5692	洋品雑貨・小間物小売業
	5699	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
各種食料品小売業	5711	各種食料品小売業
酒小売業	5721	酒小売業
食肉小売業	5731	食肉小売業(卵、鳥肉を除く)
	5732	卵・鳥肉小売業
鮮魚小売業	5741	鮮魚小売業
野菜・果実小売業	5751	野菜小売業
	5752	果実小売業
菓子・パン小売業	5761	菓子小売業(製造小売)
	5762	菓子小売業(製造小売でないもの)
	5763	パン小売業(製造小売)
	5764	パン小売業(製造小売でないもの)
米穀類小売業	5771	米穀類小売業
その他の飲食料品小売業	5791	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)
	5792	牛乳小売業
	5793	飲料小売業(別掲を除く)
	5794	茶類小売業
	5795	料理品小売業
	5796	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
	5797	乾物小売業
	5799	他に分類されない飲食料品小売業
自動車小売業	5811	自動車(新車)小売業
	5812	中古自動車小売業

	5813	自動車部分品・付属品小売業	
	5814	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)	
自転車小売業	5821	自転車小売業	
家具・建具・畳小売業	5911	家具小売業	
	5912	建具小売業	
	5913	畳小売業	
	5914	宗教用具小売業	
機械器具小売業	5921	電気機械器具小売業	
	5922	電気事務機械器具小売業	
	5929	その他の機械器具小売業	
その他のじゅう器小売業	5991	金物小売業	
	5992	荒物小売業	
	5993	陶磁器・ガラス器小売業	
	5999	他に分類されないじゅう器小売業	
その他の小売業	6011	医薬品小売業(調剤薬局を除く)	
	6012	調剤薬局	
	6013	化粧品小売業	
農耕用品小売業	6021	農業用機械器具小売業	
	6022	苗・種子小売業	
	6023	肥料・飼料小売業	
燃料小売業	6032	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	ただし、石油に係るものを除く
書籍・文房具小売業	6041	書籍・雑誌小売業	
	6042	新聞小売業	
	6043	紙・文房具小売業	
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	6051	スポーツ用品小売業	
	6052	がん具・娯楽用品小売業	
	6053	楽器小売業	
写真機・写真材料小売業	6061	写真機・写真材料小売業	
時計・眼鏡・光学機械小売業	6071	時計・眼鏡・光学機械小売業	
他に分類されない小売業	6091	たばこ・喫煙具専門小売業	
	6092	花・植木小売業	
	6093	建築材料小売業	
	6094	ジュエリー製品小売業	
	6095	ペット・ペット用品小売業	
	6096	骨とう品小売業	
	6097	中古品小売業(骨とう品を除く)	

金融・保険業	銀行(中央銀行を除く)	6099	他に分類されないその他の小売業
		6121	普通銀行
		6122	信託銀行
		6123	長期信用銀行
		6124	在日外国銀行
	中小企業等金融業	6211	信用金庫・同連合会
		6212	信用協同組合・同連合会
		6213	商工組合中央金庫
		6214	労働金庫・同連合会
		6221	農林中央金庫
	農林水産金融業	6222	信用農業協同組合連合会
		6223	信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会
		6327	住宅関係金融機関
	政府関係金融機関	6327	住宅関係金融機関
		6411	消費者向け貸金業
	貸金業	6412	事業者向け貸金業
		6421	質屋
	質屋	6421	質屋
		6431	クレジットカード業
	クレジットカード業、割賦金融業	6432	割賦金融業
		6491	投資業
	その他の貸金業、投資業等非預金信用機関	6492	住宅専門金融業
		6493	証券金融業
		6499	他に分類されない貸金業、投資業等非預金信用機関
		6511	証券業(証券取引所会員等のもの)
		6512	証券業(証券取引所非会員等のもの)
	証券業	6513	投資信託委託業
		6514	補助的証券業
		6521	抵当証券業
		6522	証券投資顧問業
証券業類似業	6531	国内市場商品先物取引業	
	6532	商品投資業	
商品先物取引業、商品投資業	6539	その他の商品先物取引業、商品投資業	
	6611	短資業	
	6612	手形交換所	
補助的金融業、金融附帯業	6613	両替業	
	6614	信用保証機関	
	6615	信用保証再保険機関	

		6616	預・貯金等保険機関
		6617	証券取引所
		6618	商品取引所
		6619	その他の補助的金融業、金融附帯業
	生命保険業	6711	生命保険業(株式組織のもの)
		6712	生命保険業(相互組織のもの)
		6713	生命保険再保険業
		6719	その他の生命保険業
	損害保険業	6721	損害保険業(株式組織のもの)
		6722	損害保険業(相互組織のもの)
		6723	損害保険業(組合組織のもの)
		6724	損害保険再保険業
		6729	その他の損害保険業
	共済事業	6731	共済事業(各種災害補償法によるもの)
		6732	共済事業(各種協同組合法等によるもの)
	保険媒介代理業	6741	生命保険媒介業
		6742	損害保険代理業
		6743	共済事業媒介代理業
	保険サービス業	6751	保険料率算出団体
		6752	損害査定業
		6759	その他の保険サービス業
不動産業	建物売買業、土地売買業	6811	建物売買業
		6812	土地売買業
	不動産代理業・仲介業	6821	不動産代理業・仲介業
	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)	6911	貸事務所業
		6912	土地賃貸業
		6919	その他の不動産賃貸業
	貸家業、貸間業	6921	貸家業
		6922	貸間業
	駐車場業	6931	駐車場業
	不動産管理業	6941	不動産管理業
飲食店、宿泊業	食堂、レストラン	7011	一般食堂
		7012	日本料理店
		7013	西洋料理店
		7014	中華料理店
		7019	その他の食堂、レストラン

そば・うどん店	7021	そば・うどん店
すし店	7031	すし店
喫茶店	7041	喫茶店
その他の一般飲食店	7099	その他の一般飲食店
料亭	7111	料亭
バー、キャバレー、ナイトクラブ	7121	バー、キャバレー、ナイトクラブ
酒場、ビヤホール	7131	酒場、ビヤホール
旅館、ホテル	7211	旅館、ホテル
簡易宿所	7221	簡易宿所
下宿業	7231	下宿業
その他の宿泊業	7291	会社・団体の宿泊所
	7292	リゾートクラブ
	7299	他に分類されない宿泊業
病院	7311	一般病院
	7312	精神病院
	7313	結核病院
一般診療所	7321	有床診療所
	7322	無床診療所
歯科診療所	7331	歯科診療所
助産・看護業	7341	助産所
	7342	看護業
療術業	7351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
	7359	その他の療術業
医療に附帯するサービス業	7361	歯科技工所
	7369	その他の医療に附帯するサービス業
健康相談施設	7421	結核健康相談施設
	7422	精神保健相談施設
	7423	母子健康相談施設
	7429	その他の健康相談施設
その他の保健衛生	7492	検査業
	7493	消毒業
	7499	他に分類されない保健衛生
社会保険事業団体	7511	社会保険事業団体
児童福祉事業	7531	保育所
	7539	その他の児童福祉事業
老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)	7541	特別養護老人ホーム

教育、学習 支援業	障害者福祉事業	7542	介護老人保健施設	
		7543	通所・短期入所介護施設	
		7544	痴呆性老人グループホーム	
		7545	有料老人ホーム	
		7549	その他の老人福祉・介護事業	
		7551	身体障害者福祉事業	
		7552	知的障害者福祉事業	
		7553	精神障害者福祉事業	
		その他の社会保険・社会福祉・介護 事業	7591	更生保護事業
			7592	訪問介護事業
			7599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
	小学校	7611	小学校	
		中学校	7621	中学校
			高等学校、中等教育学校	7631
		7632		中等教育学校
		高等教育機関	7641	大学
			7642	短期大学
			7643	高等専門学校
		特殊教育諸学校	7651	盲学校
			7652	ろう(聾)学校
			7653	養護学校
	幼稚園	7661	幼稚園	
	専修学校、各種学校	7671	専修学校	
		7672	各種学校	
		社会教育	7711	公民館
	7712		図書館	
	7713		博物館、美術館	
	7714		動物園、植物園、水族館	
	7715		青少年教育施設	
	7716		社会通信教育	
	7719		その他の社会教育	
職業・教育支援施設	7721		職員教育施設・支援業	
	7722	職業訓練施設		
	7729	その他の職業・教育支援施設		
学習塾	7731	学習塾		
教養・技能教授業	7741	音楽教授業		

		7742	書道教授業
		7743	生花・茶道教授業
		7744	そろばん教授業
		7745	外国語会話教授業
		7746	スポーツ・健康教授業(フィットネスクラブを除く)
		7747	フィットネスクラブ
		7749	その他の教養・技能教授業
	他に分類されない教育、学習支援業	7799	他に分類されない教育、学習支援業
複合サービス事業	郵便局受託業	7821	簡易郵便局
		7829	その他の郵便局受託業
	事業協同組合(他に分類されないもの)	7921	事業協同組合(他に分類されないもの)
サービス業(他に分類されないもの)	法律事務所、特許事務所	8011	法律事務所
		8012	特許事務所
	公証人役場、司法書士事務所	8021	公証人役場、司法書士事務所
	公認会計士事務所、税理士事務所	8031	公認会計士事務所
		8032	税理士事務所
	獣医業	8041	獣医業
	土木建築サービス業	8051	建築設計業
		8052	測量業
		8059	その他の土木建築サービス業
	デザイン・機械設計業	8061	デザイン業
		8062	機械設計業
	著述・芸術家業	8071	著述家業
		8072	芸術家業
	写真業	8081	写真業(商業写真業を除く)
		8082	商業写真業
	その他の専門サービス業	8091	興信所
		8092	社会保険労務士事務所
		8093	経営コンサルタント業
		8094	翻訳業(著述家業を除く)
		8095	通訳業、通訳案内業
		8096	広告制作業
		8097	不動産鑑定業
		8098	行政書士事務所
		8099	他に分類されない専門サービス業

自然科学研究所	8111	理学研究所
	8112	工学研究所
	8113	農学研究所
	8114	医学・薬学研究所
人文・社会科学研究所	8121	人文・社会科学研究所
洗濯業	8211	普通洗濯業
	8212	洗濯物取次業
	8213	リネンサプライ業
理容業	8221	理容業
美容業	8231	美容業
公衆浴場業	8241	公衆浴場業
特殊浴場業	8251	特殊浴場業
その他の洗濯・理容・美容・浴場業	8291	洗張・染物業
	8292	エステティック業
	8299	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
旅行業	8311	旅行業(旅行業者代理業を除く)
	8312	旅行業者代理業
家事サービス業	8321	家事サービス業(住込みのもの)
	8322	家事サービス業(住込みでないもの)
衣服裁縫修理業	8331	衣服裁縫修理業
物品預り業	8341	物品預り業
火葬・墓地管理業	8351	火葬業
	8352	墓地管理業
冠婚葬祭業	8361	葬儀業
	8362	結婚式場業
	8363	冠婚葬祭互助会
他に分類されない生活関連サービス業	8391	食品貸加工業
	8392	結婚相談業、結婚式場紹介業
	8393	写真現像・焼付業
	8399	他に分類されないその他の生活関連サービス業
映画館	8411	映画館
興行場(別掲を除く)、興行団	8421	劇場
	8422	興行場
	8423	劇団
	8424	楽団、舞踏団
	8425	演芸・スポーツ等興行団

競輪・競馬等の競走場、競技団	8431	競輪場
	8432	競馬場
	8433	自動車・モーターボートの競走場
スポーツ施設提供業	8441	スポーツ施設提供業(別掲を除く)
	8442	体育館
	8443	ゴルフ場
	8444	ゴルフ練習場
	8445	ボウリング場
	8446	テニス場
	8447	バッティング・テニス練習場
公園、遊園地	8451	公園
	8452	遊園地(テーマパークを除く)
	8453	テーマパーク
遊戯場	8461	ビリヤード場
	8462	囲碁・将棋所
	8463	マージャンクラブ
	8464	パチンコホール
	8465	ゲームセンター
	8469	その他の遊戯場
その他の娯楽業	8491	ダンスホール
	8492	マリーナ業
	8493	遊漁船業
	8494	芸ぎ業
	8495	カラオケボックス業
	8496	娯楽に付帯するサービス業
	8499	他に分類されない娯楽業
一般廃棄物処理業	8511	し尿収集運搬業
	8512	し尿処分業
	8513	浄化槽清掃業
	8514	浄化槽保守点検業
	8515	ごみ収集運搬業
	8516	ごみ処分業
産業廃棄物処理業	8521	産業廃棄物収集運搬業
	8522	産業廃棄物処分業
	8523	特別管理産業廃棄物収集運搬業
	8524	特別管理産業廃棄物処分業

その他の廃棄物処理業	8591	死亡獣畜取扱業
	8599	他に分類されない廃棄物処理業
自動車整備業	8611	自動車一般整備業
	8619	その他の自動車整備業
機械修理業(電気機械器具を除く)	8711	一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く)
	8712	建設・鉱山機械整備業
電気機械器具修理業	8721	電気機械器具修理業
表具業	8731	表具業
その他の修理業	8791	家具修理業
	8792	時計修理業
	8793	履物修理業
	8794	かじ業
	8799	他に分類されない修理業
各種物品賃貸業	8811	総合リース業
	8819	その他の各種物品賃貸業
産業用機械器具賃貸業	8821	産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)
	8822	建設機械器具賃貸業
事務用機械器具賃貸業	8831	事務用機械器具賃貸業(電子計算機を除く)
	8832	電子計算機・同関連機器賃貸業
自動車賃貸業	8841	自動車賃貸業
スポーツ・娯楽用品賃貸業	8851	スポーツ・娯楽用品賃貸業
その他の物品賃貸業	8891	映画・演劇用品賃貸業
	8892	音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)
	8893	貸衣しょう業(別掲を除く)
	8899	他に分類されない物品賃貸業
広告代理業	8911	広告代理業
その他の広告業	8991	屋外広告業
	8999	他に分類されない広告業
速記・ワープロ入力・複写業	9011	速記・ワープロ入力業
	9012	複写業
商品検査業	9021	商品検査業
計量証明業	9031	一般計量証明業
	9032	環境計量証明業
	9039	その他の計量証明業
建物サービス業	9041	ビルメンテナンス業
	9049	その他の建物サービス業

民営職業紹介業	9051	民営職業紹介業	
他に分類されない事業サービス業	9091	ディスプレイ業	
	9092	産業用設備洗浄業	
	9093	非破壊検査業	
	9094	看板書き業	
	9095	労働者派遣業	
	9099	他に分類されないその他の事業サービス業	ただし、液化石油ガス(LPG)充てん業及び液化石油ガス(LPG)の貯蔵を行う事業に係るものを除く
経済団体	9111	実業団体	
	9112	同業団体	
労働団体	9121	労働団体	
学術・文化団体	9131	学術団体	
	9132	文化団体	
政治団体	9141	政治団体	
他に分類されない非営利的団体	9199	他に分類されない非営利的団体	
神道系宗教	9211	神社、神道教会	
	9212	教派事務所	
仏教系宗教	9221	寺院、仏教教会	
	9222	宗派事務所	
キリスト教系宗教	9231	キリスト教教会、修道院	
	9232	教団事務所	
その他の宗教	9291	その他の宗教の教会	
	9299	その他の宗教の教団事務所	
集会場	9311	集会場	
と畜場	9321	と畜場	

備考 「業種」とは、日本標準産業分類の分類表(平成14年3月総務省告示第139号)に掲げる業種分類をいう。